

見附市告示第109号

見附市介護保険法施行細則の一部を改正する細則を次のように定める。

令和8年7月10日

見附市長 稲田 亮

見附市介護保険法施行細則の一部を改正する細則

見附市介護保険法施行細則（平成20年見附市告示第55号）の一部を次のように改正する。

別記第31号様式中「80万9千円」を「82万6千5百円」に改める。

別記第32号様式中「

承認する	(承認内容)負担限度額(日額)		
	適用年月日	食費	円
	有効期限	居住費	
		(ユニット型個室)	円
		(ユニット型個室的多床室)	円
		(従来型個室)特養等	円
		老健・療養等	円
		(多床室)	円
	※同封の認定証は必ず介護保険事業者へ提出して下さい。		

」を「

承認する	(承認内容)負担限度額(日額)		
	適用年月日	食費	円
	有効期限	居住費	
		(ユニット型個室)	円
		(ユニット型個室的多床室)	円
		(従来型個室)特養等	円
		老健・療養等	円
		(多床室)Ⅰ 特養等	円
		Ⅱ 老健・医療院	円
		Ⅲ 老健・医療院等	円
※同封の認定証は必ず介護保険事業者へ提出して下さい。			

」に改める。

附 則

この細則は、令和8年8月1日から施行する。